

○尾崎総務課長 それでは、ただいまから第52回「社会保障審議会児童部会」を開催させていただきますと思います。

委員の皆様には、お忙しいところを御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

前回まで部会長として御尽力いただいております秋田部会長ですが、このたび任期満了で退任となっております。その関係で、部会長選出までの間は、事務局のほうで議事を進めさせていただければと思っております。

まず、委員の出欠でございますが、本日は、小国委員と倉石委員から御欠席との御連絡をいただいているところでございます。

また、前回、2月に児童部会を開催させていただきましたが、その後事務局に異動がありましたので、御紹介させていただければと思っております。

まず、子ども家庭局長の藤原でございます。

○藤原局長 よろしく願いいたします。

○尾崎総務課長 続きまして、審議官の野村でございます。

○野村審議官 野村です。

○尾崎総務課長 野村審議官でございます。

続きまして、保育課長の本後でございます。

○本後保育課長 本後です。よろしく願いいたします。

○尾崎総務課長 家庭福祉課長の河村でございます。

○河村家庭福祉課長 河村です。よろしく願いいたします。

○尾崎総務課長 子育て支援課長の里平でございます。

○里平子育て支援課長 里平でございます。よろしく願いします。

○尾崎総務課長 少子化総合対策室長の東でございます。

○東少子化総合対策室長 東でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○尾崎総務課長 私、総務課長をしております尾崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

次に、傍聴の方々へのお願いでございます。今回の委員会は、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をさせていただきますが、録音・録画については、今の時点までということにさせていただければと思っております。この後の録音・録画については、禁止ということにさせていただければと思っておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思っております。まず、資料の確認でございます。議事次第に記載いたしてございますが、資料は1から11まで11種類の資料を配付させていただいております。

資料1が、委員名簿。

資料2-1、2-2、2-3、2-4の4つが、児童福祉法改正に関連する資料でございます。

います。

資料3-1、3-2が、児童虐待関係の資料。

資料4が、待機児童関係。

資料5は、認定こども園の関係の資料になります。

資料6が、こども基本法の概要。

資料7は、こども家庭庁の設置法の概要になります。

資料8が、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要。

資料9が、来年度の概算要求の概要。

資料10が、税制改正の概要になってございます。

そして、資料11が、先日起きてしまいました静岡県の児童の置き去りに関する資料も配付させていただいてございます。

また、委員から提出いただいている資料もございます。

さらに、参考資料も配付させていただいてございます。

不備等がありましたら、こちらに御連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、議事に入りたいと思います。最初の議事は「部会長及び部会長代理の選出」でございます。冒頭申し上げましたとおり、秋田部会長が御退任されてございまして、新しい部会長の選任の手続に入らせていただければと思います。お配りしている資料の参考資料1でございます。こちらの参考資料は、社会保障審議会の様々な手続なり、ルールを定めた資料になってございます。その中に、部会には部会長を置く。その部会長は、当該部会に属する委員の互選により選出するという形になってございます。こういった関係もございまして、委員の皆様の中から互選で部会長の選出をお願いできればと思いますが、どなたか御推薦ございましたら、よろしく願いいたします。

相澤委員、よろしく願いいたします。

○相澤委員 相澤でございます。

私といたしましては、前田委員を御推薦したいと思います。横浜市副市長の御経験もあり、行政の現場の視点もお持ちであり、また、教育・保育施設の重大事故再発防止有識者会議の座長や、少子化社会改革大綱の推進に関する検討会の委員など、数々の子ども・子育て関係の政府会議の構成員を歴任していることから、児童福祉に対する幅広い見識を有していると思いますので、ぜひ前田委員を御推薦したいと思います。どうぞよろしく願いします。

○尾崎総務課長 ありがとうございます。

ただいま前田委員に対する御推薦がございましたが、皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○尾崎総務課長 ありがとうございます。

それでは、前田委員に部会長をお願いしたいと思います。前田先生、どうぞよろしくお願ひいたします。これより先の議事につきましては、前田部会長をお願いしたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○前田部会長 皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ただいま部会長を拝命いたしました前田でございます。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事進行を務めさせていただきます。ですが、まず、お手元の参考資料1にございますように、社会保障審議会令第6条第5項に、部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員または臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するという規定がございます。この規定に従いまして、私から部会長代理を指名させていただきたいと存じます。

部会長代理は、引き続き相澤委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日の議事といたしましては、「部会長及び部会長代理の選出」のほか、「児童福祉法等の一部を改正する法律について」「最近の子ども家庭行政の動向について」の2つでございます。それでは、「児童福祉法等の一部を改正する法律について」「最近の子ども家庭行政の動向について」の2件について事務局から資料の御説明をお願ひ申し上げます。

○尾崎総務課長 それでは、事務局、総務課長の尾崎から御説明させていただきます。

資料は、資料2から11に沿って御説明させていただきます。資料の量が大部である一方、委員の皆様方に数多くの御意見をいただきたいと思っております、そちらに時間を割きたいと思っておりますので、資料につきましては、ポイントを絞って簡潔に御説明させていただきます。御容赦いただければと思います。

まず、資料2-1「児童福祉法等の一部を改正する法律の概要」になります。こちらは、前回、2月の児童部会で社会的養育の専門委員会の報告書を報告させていただきましたが、その内容を法案化して国会に提出し、さきの通常国会で成立いただいたものでございます。全体として、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う、このような内容になってございます。

具体的内容が改正の概要、真ん中の箱の1から7でございます。

簡単に御紹介させていただきますと、1番が主に市町村に関するものでございますが、市町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置、さらには、身近な子育て支援の場、例えば保育所などにおける相談機関の整備に努める。このような内容が1つ目でございます。

また、1のマル2でございますが、市町村の新しい事業として、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援を行う、このような事業を新設するという内容になってございます。

大きな2番、こちらはどちらかというと主に都道府県に関連するものになります。

マル1のところでございますが、一時保護所の設備・運営基準を策定するという内容。同じ行の後ろのほうになります。親子再統合の事業を新設したいと思っております。また、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけを行うといったものでございます。

マル2が、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その他様々な支援を行う事業を創設するという内容でございます。

3点目が、社会的養育経験者に対する自立支援の強化ということでございます。

1つ目の○になります。児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化するという内容でございます。また、社会的養育経験者等を通所や訪問で支援する拠点を設置するような事業も創設する。このような内容が3番でございます。

4番が児童の意見聴取等の仕組みの整備ということでございまして、児童相談所等が入所措置・一時保護などを行う際に、児童の意見聴取などの措置を講ずるという内容になってございます。

続いて、5番でございます。こちらは一時保護開始時の判断について、司法審査を導入するというものでございます。児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等の同意がない場合について、事前もしくは保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求するといった手続を設けるという内容になってございます。

6点目が、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上ということでございまして、実務経験者向けの認定資格を導入するという内容になってございます。

7番が、児童をわいせつから守るといった環境整備のものでございます。わいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うという内容になってございます。

こちらの法案は衆議院・参議院でそれぞれ御審議いただいて、了解を得て成立しているものでございますが、衆議院の審議の際に1点修正を加えていただいております。それが7番の2行目になります。児童福祉施設の運営に関する基準についてでございます。児童福祉施設等の運営基準につきましては、条例で定めることになってございますが、一定の事項につきましては、国が定める基準に従って条例をつくらなければいけないというルールになってございます。この国が定める基準に従って条例をつくらなければいけない事項に、児童の安全の確保を加えるという修正をいただいているということでございます。

こちらの法案の施行日ですが、多くのものは令和6年4月1日からということで、再来年4月ということになってございます。こちらに向けて、今、準備を進めているということでございます。

資料2-2を御覧いただければと思います。こちらは、この法案の国会の審議に際しまして、衆議院の厚生労働委員会、参議院の厚生労働委員会でもいただいた附帯決議になります。政府としては、国会での附帯決議も踏まえて、この法律の具体化を図っていくこととなります。かなり数多くの附帯決議をいただいております。衆議院で言いますと20項目、参議院で言いますと27項目の附帯決議をいただいております。

こちらにも簡潔に御説明させていただきますと、まず、衆議院の関係でございますが、一

番、二番、三番の辺りは、人材の確保に関するものでございます。一番で言いますと、子育て世代包括支援センターなり、子ども家庭総合拠点について、それぞれの機能が停滞することのないよう、必要な人材確保のための支援を行うという内容でございます。

2番目でございますが、保育所等を身近な子育て支援の場として活用するということが今回の法案に盛り込まれてございます。それに際して、保育士の一層の処遇改善と職員の配置基準の改善も検討すべきだということを言われてございます。

3点目は、子育て世帯訪問支援事業なり、新しくできた事業について必要な人材確保のための支援を行うべき、これが3点目でございます。

四番、五番は、当事者の意見を聴くという内容になってございまして、まず、四番は、一時保護所の設備なり、運営の基準の策定に当たっては、子どもから意見を聴取して、可能な限りその意見を反映すること。このような指摘を受けてございます。五番については、里親支援センターの設備・運営の基準についても、里親等の当事者からきちんと意見を聴くべき。そのような指摘を受けてございます。

六番も、新しい事業について人材確保すべきということございまして、妊産婦等の生活援助事業について新たな人材を確保するために、きちんとした方策を検討すべき、そのような内容でございます。

七から十三については、子どもの意見表明の関係の項になります。

まず、七番でございますが、意見表明等支援事業に関して、都道府県によって差が生ずることのないように、一定の要件を提示すべき。これが七番です。

八番は、この事業を導入した自治体と導入しなかった自治体を比較して効果測定を行って、仕組みを改良していくべきだ。これが八番でございます。

九番につきましては、各種の見直しに当たっては、その事業が子どもの自由な意見・意向の表明を支援する独自の機能を持つべきだ。こういったことに鑑みて、必要に応じて見直しを検討すべきだという内容になります。

十番と十一番が、意見表明等支援員に関するものでございます。まず、十番につきましては、この意見表明等支援員について、独立性なり守秘義務、こういったものについて必要な措置を講ずるべきだという内容。十一番につきましては、意見表明等支援員について、十分な資質を持つ者を活用すべき、このような指摘を受けてございます。

十二番は、この事業につきましてKPIを設けるべきということと、十三番につきましては、一時保護の子どもの意見聴取をきちんと適切に行うべきだ、こんなことをいただいております。

十四番から十七番の4項目は、一時保護の際の司法審査に関するものになります。

まず、十四番、一時保護の司法審査の詳細については、作業チームで検討することになりますが、この作業チームに当事者をきちんと参加させるべきだという内容でございます。

十五番は、この司法審査については、児童相談所の業務も増えることになりますので、児童相談所の人材確保・処遇改善を検討すべきだ。

十六番は、裁判所の側の話でございますが、裁判所が一時保護状を発するに当たって、子どもなり親権者の意見がきちんと裁判官に正確に伝わるように対応すべきだということを言われています。

十七番、裁判所が一時保護状を発した場合、こちらに不服がある方もおられると思います。その場合には、通常の行政不服審査の手続によりますので、その利用・活用実績をきちんと把握して、必要な見直しを検討すべきということを言われています。

十八番は、新たな資格の関係でございますが、資格取得者の質の担保を図るということと、資格取得者が児童相談所、福祉施設、市町村といったところできちんと配置が進むように必要な措置を講ずるべきだと言われています。

十九番につきましては、子どもをわいせつ行為から守る環境整備ということで、今回、保育士について制度を入れましたが、子どもに接する業務は保育士に限られませんので、子どもに接する業務に携わる者全体を対象にした対策についても検討すべきと言われています。

二十番につきましては、アダルトビデオの出演被害の問題の解決に向けて、取組を一層進めていくべき、このような内容になってございます。

続きまして、参議院でございますが、重なるものも数多くございますので、重なっていない部分だけ御説明させていただきます。

6ページの七番になりますが、児童養護施設等において年齢を理由に一律に措置を解除するような運用がなされないように、措置延長なり児童自立生活援助の積極活用といったことに向けて取組を行うべきだと言われています。

八番、新しくつくる事業でございますが、社会的養護自立支援拠点事業については、18歳までに社会的養護につながらなかった子どもについても幅広く支援すべきだということと、アウトリーチによる支援も実施すべき、このような御指摘をいただいているところでございます。

続きまして、8ページに飛びます。十四番、十五番は、一時保護された子どもの関係になります。まず、十四番でございますが、一時保護された子どもが自由に意見を表明する機会を確保するために、弁護士を派遣することができる事例を都道府県に対し周知すべきだということを言われています。また、十五番は、その弁護士の活動について実態を把握して、その結果を踏まえて、弁護士と児童相談所の連携方策を検討すべきということ言われています。

少し飛びまして、10ページの二十四番からになります。こちらは、児童が保育士による児童生徒性暴力等を受けた場合の対応でございます。二十四番につきましては、このような場合、事実確認を行うことになりますが、被害児童の人権に配慮して、再発防止に資するものになるように留意すべきだということを言われています。

また、二十五番につきましては、その事実確認に際しては、必要に応じ専門家の協力、関係機関での連携も図るべきだということでございます。

二十六番につきましては、保育所の設置者が、自治体の支援を受けながら、暴力を受けた児童の保護なり御家族に対する支援といったものを継続的にやるようにできるようにすべきだという内容が書いてございます。

二十七番については、衆議院の修正の内容に呼応するものでございますが、保育所が送迎バス等の付加サービスも含めた児童の安全確保に関する計画を策定する。これを都道府県が従うべき国の運営基準で定めるべきだと言われてございます。

このように数多くの附帯決議をいただいておりますので、政府としましては、ここでいただいた意見ですとか、また本日、先生方からいただく御意見も踏まえながら、この法律の施行に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

そのスケジュールが2-3になります。先ほども申し上げましたが、多くの事項は令和6年4月からの施行になります。それぞれの事項・事業について、細かな要件・内容を詰めていかなければなりませんので、今年度は数多くの調査研究事業を走らせて、細かな要件なりの詰めを行うということをやっております。

また、それぞれの事業の実施主体が地方自治体になりますので、地方自治体とも連携を密に取りながら、適時のタイミングで説明会も行いながら、施行に向けた取組を進めていきたいと思っております。

ここまでの法律の関係でございました。

資料2-4が政省令の関係になります。こちらについても、今、検討している内容を御紹介させていただければと思います。

まず、1ページが政令改正の内容になります。具体的には、児童福祉施設に対する実地検査に関連するものでございます。現行制度は、1番の箱にありますように、1年に1回、実地検査をしなければいけないというルールになってございます。

この点に関連しまして、2番のところですが、分権で提案をいただきまして、見直しも含めて検討するという形になってございます。

その次のページでございます。こちらの事項につきましては、研究会を設けて研究を行っておりまして、今年の1月に報告書を取りまとめていただいております。内容でございますが、上から3行目、太字になってございますが、実地による検査を原則とする。この原則を維持した上で、2つの例外を設けることでどうかという内容になってございます。

1つ目の例外がマル1のところになりますが、感染症の流行状況を踏まえ、実地による検査を控えるべき事情がある場合には、実地による監査でなくていいのではないかと。これが1点です。

2点目がマル2でございますが、前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されている場合についても、例外ということではないかと、このような報告をいただいております。

この内容に沿って、政令の改正内容をパブリックコメントにかけさせていただいてございました。8月末までがパブリックコメント期間でございました。かなり多くの御意見を

いただいております、今、それを集計しているという状況でございます。その内容を見ながら作業を進めていきたいと思っております。

その次のページからが省令の改正になります。省令、全部で4点、今、検討しているところでございます。

まず、1点目が4ページになります。児童福祉施設等における安全計画の策定でございます。赤い1つ目のポツでございますが、先ほども述べました衆議院の改正で、児童福祉施設等の運営に関する基準のうち「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければいけない、このような修正が行われてございます。

では、具体的に国がどういう基準を定めるかというのが2点目でございます。具体的には、児童福祉施設等は「児童の安全の確保するための計画」を策定しなければならない、こういったことを国の基準として定めたいと思っております。

赤ポツの3点目ですが、まず、保育所なり家庭的保育事業について、こういったことを実施することとして、来年4月から施行するという内容でどうかということで、現在、そういう内容でパブリックコメントをかけさせていただいているような状況でございます。

省令改正の2点目でございますが、6ページになります。業務の継続計画の策定でございます。真ん中やや上、太字になってございますが、他の社会福祉施設における取組を踏まえて、児童福祉施設においても業務継続に向けた計画の策定を進めるべきだ、このように考えてございます。

具体的には、青い2つ目のポツになりまして、3つのことを考えてございます。

まず、マル1のところでございますが、業務継続計画を策定して、その計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めましょう。

マル2は、職員に対して、この計画を周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的に行うよう努めていただきましょう。

3点目は、定期的に計画の見直しを行って、必要に応じて、その変更を行うといった内容でどうかということで、省令の改正について、今、パブリックコメントをかけているような状況でございます。

3点目が保育の関係でございます、インクルーシブ保育ということで、保育所と児童発達支援事業所の併設を可能とするために、設備なり人員の専従要件を緩和するという内容になってございます。現在の仕組みでいいますと、保育所なり児童発達支援事業所、それぞれ専用のスペースを設けなければいけないとか、専任で対応しなければいけないということになってはいますが、これを一緒に保育・療育できるように、専任・専従といった規定を廃止しまして、一緒になってできるようにするといった方向で今、省令の改正を考えているということでございます。

最後、9ページでございます。保育所における看護師等のみなし配置に関する人員要件の撤廃ということでございます。

現行ですが、赤い1つ目のポツになりますが、乳児4人以上を入所させる保育所につい



ては、看護師等1人を保育士とみなすことができる、このようなルールになってございます。一方で、少子化の進行によりまして乳児の数が4人から3人になってしまうことも考えられます。その際、人数が1人減ったことによって、看護師等の処遇が左右されることになってしまいます。こちらについて、保育の質を保ちながら、さらに看護師等の処遇の安定も図るということで、何かできないかということで検討している内容になります。

具体的には、一番下のポツになりますが、看護師等が保育士と合同で保育を行うという条件と、さらに看護師等について、保育に係る一定の知識と経験を有する。この2つの条件を満たしている場合は、乳児4人という人数の要件を緩和していいのではないかとといった内容で、今、パブリックコメントをかけさせていただいているものでございます。

いずれの事項についてもパブリックコメントにかけている段階ですので、そちらの意見も踏まえながら、また本日の御意見もいただきながら、どうするかというのを考えていきたいと思っております。

ここから先が最近の子ども家庭行政の動きでございます。

まず、資料3-1が虐待の関係でございます。児童虐待の相談件数でございます。昨年度、令和3年度における児童相談所の虐待相談対応件数、20万7659件と、伸び率は大分落ちておりますが、過去最高となっております。傾向としては、これまでと大きくは変わってございまして、相談のうちの約6割が心理的虐待、4分の1程度が身体的虐待となっております。また、相談の経路につきましても、半分が警察になってございます。また、家族なり近隣知人、さらには児童本人からの相談というのも増えている傾向にある。このようなことが見てとれるというのがこちらの資料でございます。

次の資料が子どもの虐待による死亡事例でございます。こちらについても大きく傾向は変わっておりませんが、青い棒グラフの部分、心中以外の虐待死につきましても、令和2年度については49人という形になってございます。

また、下の箱囲みでございますように、多いのは0歳児になってございまして、加害者は実母が多いという状況になってございます。

このように、相談件数が増えたり、虐待による死亡が後を絶たない。さらには、児童福祉法の改正などもございまして、資料3-2になりますが、虐待対策について、特に重点的に実施していく取組というのをまとめてございます。児童虐待防止対策については、政府の中に関係閣僚会議がございまして、そこで9月に取りまとめた内容になります。

主な取組、赤い字で様々書いてございますが、多くは今般の児童福祉法の改正の内容を踏まえたものであったり、さらにこども家庭庁ができますので、こども家庭庁の司令塔機能をきちんと発揮していただくといった内容になってございます。

特にポイントは、大きな2番の3つ目のポツでございます。赤字で、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを年内に策定するということを書かせていただいております。このプランは児童福祉司等の配置の目標を定めるものでございまして、現行のプランは本年度末までのものになってございます。来年度以降の児童福祉司の目標を

定めるべく、年内に新しいプランを策定したいと思っております。児童福祉司の方、地方公務員になりますので、総務省ともよく相談しながら対応していくことになるかと思っております。

この児童福祉司の数でございますが、同じ資料の3ページ目が今の児童福祉司の配置状況でございます。薄いオレンジが現行プランに基づく目標値になっていまして、濃いオレンジが実数なり見込みの数になります。2022年度、一番右の棒グラフを見ていただければと思いますが、児童福祉司を5765人配置するという目標に対しまして、年度内に5783人配置するという予定になってございます。計画をおおむね達成できるような内容になっているということでございます。こういった状況なり、さらには児童相談所、新しい業務も法改正で入りますが、そういった状況も踏まえて、この後の職員の配置の目標をプランでつくりたいと思っております。この辺りが児童虐待の関係でございました。

ここから保育の関係になります。1枚おめくりいただきまして、今年4月の待機児童の数でございます。左上のマル1のところでございますが、今年4月時点の待機児童の数は2944人ということで、4年連続最少になってございます。85.5%の市町村では待機児童がない、このような状況になってございます。

なぜ待機児童が減ったのかというのが下のマル2のところを書いてございますが、当然、保育の受け皿整備、受け皿の拡大をしていただいたということもございまして、就学前人口の減少だったり、コロナの関係で利用控えがあったのではないかとということも自治体からは聞いてございます。

その隣、右側のマル3、今後の見込みでございますが、待機児童は確かに減っているのですが、女性の就業率は上昇傾向にございまして、保育所等の申込率も上がっております。フルタイムの共働き家庭の割合も増えておりますので、今後、保育ニーズが再び増加する可能性もあると思っております。動きを注視しなければいけないなと思っております。

真ん中より下に今後の取組方針と書かせていただきましたが、自治体によって状況が大分違いますので、自治体の状況に応じたきめ細かな対応が必要だと思っております。待機児童がまだ多いところについては、保育の受け皿の拡大を当然やっていかなければいけないと思っておりますし、数が少なくなっているところについては、マッチング支援をやっていただくということも重要かと思っております。

また、少子化の関係もありまして、子どもの数が減っていて、保育所に空き定員が出てくるようなところもあると思っております。こちらについては、保育所という専門的な機関が地域にあることは大事なことでございますので、保育所の多機能化も進めていけばいいのではないかと考えてございまして、来年度の予算要求においては、保育所の空き定員を活用した未就園児の定期預かりに関するモデル事業といったものを実施したいと思っております。この辺りが保育の関係でございました。

次に、認定こども園の関係になります。平成27年から始まった制度でございますが、御承知のとおり、認定こども園で働く保育教諭については、幼稚園教諭の免許と保育士資格

の両方を持っているということが原則となってございます。その一方で、経過措置ということで、法律の施行10年間は、どちらかの資格を持っていれば足りるという形になってございます。

現在、片方の資格しか持っていない方に、もう一つの資格をより早く持ってもらうということで、併有促進策というのをやってございます。具体的には、例えば保育士資格を持っている方であれば、その隣のオレンジの箱、認定こども園なり保育所等で保育士として3年間かつ4320時間勤務いただければ、大学等で8単位を取得すれば幼稚園教諭の免許がもらえる、このような特例を設けているということでございます。

こちらについて、さらに見直しをといるお話もございまして、来年4月から、さらに見直しが行われるということでございます。例えば、保育士資格を持っている方につきましては、認定こども園、保育所等で保育士として3年間かつ4320時間に加えまして、幼保連携型認定こども園で保育教諭として2年間かつ2880時間働いていただきますと、大学で取る単位が8単位ではなく6単位で構いません。このような形になってございます。関連の通知も発出してございまして、来年4月からの施行に向けて取組を進めているような状況でございまして、ここまですべてが保育の関係でございまして。

ここから先がもう少し全体的な話になります。

まず、資料6、こども基本法の関係でございまして、この法律でございまして、議員立法で先の通常国会に提出され、成立しているものでございまして。

一番上のところが目的と書かれてございまして、一人一人のこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができて、将来にわたって幸福な生活を送ることができる。こういった社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進していく、こういうことを目的とした法律でございまして。

定義なり基本理念、責務等が定められておりますが、実務的には緑色の部分です。

例えば、緑色の左の部分ですが、白書なり大綱というものをつくることになってございます。現状、少子化なりこどもに関する白書・大綱については、少子化社会対策のもの、子ども・若者育成支援のもの、あとは子どもの貧困対策によるもの、こういった3種類の白書・大綱がございまして、全体を一体的に策定するといった内容が盛り込まれてございます。

また、右側、こういった大綱などの案をつくったり、関連の重要施策の調整を行うということで、内閣総理大臣を会長として、関連の閣僚を委員とするこども政策推進会議といったものもつくることになってございます。これは、こども家庭庁につくることになってございます。

施行につきましては、こども家庭庁と同じ令和5年4月1日から、来年4月1日からということになってございます。こちらについても、大綱などの作成に向けて検討を進めていく、そのような状況になっているということでございます。

そのこども家庭庁ですが、資料7になります。こちら、1枚目は、昨年12月に閣議決定

した内容でございまして、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針ということで、「こどもまんなか社会」を実現するために、新たな司令塔としてこども家庭庁を設立しようということでございます。

これに従いまして、関連の法案が通常国会に提出され、成立しているところでございます。こども家庭庁の設置法でございます。

概要のところの1番ですが、まず、場所としては、内閣府の外局として、こども家庭庁が設置されるということです。

また、こども家庭庁の所掌義務、3番のところですが、大きく2つに分かれまして、1つが(1)の分担管理事務ということで、自ら実施する事務ということです。これまで内閣府なり厚労省が行ってきた事務も含めて、こども家庭庁として自ら実施する事務が書かれているということでございます。

また、もう一つ、(2)が内閣補助事務ということで、こども施策なり少子化対策といったものに係る企画立案、総合調整といったものの役割を担うという形になってございます。

まだ、5番を見ていただければと思いますが、審議会についても規定されているところでございます。こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項を審議するこども家庭審議会を置くことになってございます。その上で、内閣府なり厚労省にある関係審議会の機能は、このこども家庭審議会に移管するという形になってございまして、現在、児童部会の先生方にいろいろ御審議いただいている事項についても、今後はこども家庭審議会のほうで御議論いただく、このような形になるということでございます。以上がこども家庭庁の関係でございました。

関連で、ちょっと毛色の違う資料になりますが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が議員立法で成立してございます。いわゆる婦人保護に関するものでございます。現行の婦人保護については、売春防止法を根拠に様々な事業をしておりますが、女性をめぐる課題が、生活困窮とか家庭関係の破綻ですとか、複雑・多様化していく中で、女性の福祉とか人権の尊重や擁護、男女平等といったものを正面から目的なり基本理念にうたった法律で様々な対策を講じていこうということでございます。

こちらの法律については議員立法で提出されて、さきの通常国会で成立しておりまして、令和6年4月1日から施行になります。内容としましては、国が基本方針をつくり、都道府県が計画をつくって、様々な事業を進めていく。特に民間との協働が大事だということで、そちらの視点にも配慮しながら様々な取組を進めていきたいと思いますという内容になってございます。こちらの事業は、現状は厚生労働省の子ども家庭局で所管しておりますが、こども家庭庁には移管されない内容になります。今、子ども家庭局で所管しているのですが、この内容については厚生労働省に残るということで、こども家庭庁関連ということで御説明させていただきました。

資料9がこども家庭庁の予算の関係でございます。こども家庭庁の予算は、これまで厚

労省が担っていた分、内閣府が担っていた分も含めて、全体を内閣官房のこども家庭庁設立準備室から要求することになってございます。金額としては、表の真ん中の下のところでございますが、4兆7510億円ということで、対前年度比640億円の増となっております。

これに加えて、下半分の箱囲みに書かれてございますが、少子化対策なりこども政策につきましても、いわゆる事項要求ということで、年末の予算編成過程において検討するという形になってございます。年末まで財政当局とも調整しながら、こども家庭庁の初年度にふさわしい予算ができるよう努力していきたいと思っております。

次のページが、その際の基本方針などを書かせていただいたものになります。上の箱にございますが、5つの基本姿勢を踏まえて予算編成なりに当たっていかうということでございます。

まず、1つ目が、こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱だということで、その実現のためには将来世代につけを回さないように、安定財源を確実に確保。これが1つ目の姿勢でございます。

2つ目は、単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。

3点目は、こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。

4点目は、こども家庭庁でございますので、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。

そして、5番、当然のことでございますが、支援を求めているこどもの声を聴いて、支援を求めている者にしっかりと届ける。

こういった基本姿勢をもって予算確保に努めていきたいと思っております。こちらは予算の関係でございました。

税の関係が資料10になります。こちらは御紹介程度ということにさせていただければと思いますが、2点要求してございます。

1つが、母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金について、今、非課税になっておりますので、その措置の延長をお願いするのが1点目。

2点目は、認可外保育所の利用料について、国家戦略特区で特例を受けているような施設についても、利用料の消費税非課税をお願いしたいといった内容になってございます。こちらについても、年末までに税制当局との調整ということでございますので、要望が通るように取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、資料11でございます。静岡の園児置き去りの事案についてということでございます。

1枚めぐりまして、事案の概要でございます。今年の9月5日に発生した事案でございます。場所としては静岡県の幼保連携型認定こども園川崎幼稚園で起きた事案でございます。

3番に事案の状況を書いておりますが、送迎用のバスで登園したものの、バスの中に

約5時間取り残されたということで、バスの中で心肺停止状態で発見され、搬送されましたが、残念ながらお亡くなりになられた。このような事案でございます。

次のページになりますが、これまでの対応ということで、昨年の福岡県の同様の事案を受けまして、安全管理の徹底について、内閣府・文科省・厚労省の連名で各自治体をお願いしていたところでございます。

内容が3点ございまして、マル1、欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認と職員間における情報共有を徹底することをお願いしたのが1つ。

2点目は、登園時や散歩などの園外活動の前後、場面が切り替わることとなりますので、その切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制を取るなどを徹底してほしいというお願いをしてございました。

3点目、まさに送迎バスを運行する場合のお願いでございまして、事故防止に努める観点から、1つは、運転を担当する職員のほかに子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいということ。2点目が、子どもの乗車時なり降車時に座席や人数の確認を実施して、その内容を職員間で共有すること。

こういったお願いをしていたのでございますが、またあのような事件が起きてしまいましたので、今年9月6日に再度、各施設において点検を行ってほしいと、改めて安全管理を徹底するように周知したところでございます。

今回の事案に関しましては、政府全体で取り組んでいかなければいけないということで、総理からも御指示をいただいております。9月9日出された指示でございまして、今から説明する以下の3点について、関係府省が連携してスピード感を持って取り組むという指示をいただいております。

1点目でございます。送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施する。これが1つ目の指示でございます。

2点目の指示は、今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からヒアリング等を行って、徹底的に洗い出しをするということでございます。

3点目、こどもの安全対策を強化するために、安全管理マニュアルの整備とか登園管理システムの普及、さらには送迎バスの安全装置改修の支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を10月中に取り組まとめること。このような指示をいただいております。

このような指示を受けて、次のページになりますが、その日のうちに小倉大臣の下に関係省庁が集まりまして会議をしまして、緊急点検と実地調査を実施するということを決めてございます。

まず、緊急点検でございますが、これまでの2回行った周知の内容を踏まえて、安全管理が適切に実施されているのか、送迎バスを有する全ての施設について緊急点検を実施するというところでございます。

2点目については、実地調査ということで、送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を行うということを決めて、

現在、点検なりの作業に入っただけのような状況になってございます。

次のページが関係省庁の会議でございまして、小倉大臣の下に、内閣官房のこども家庭庁設立準備室、内閣府の子ども・子育て本部、さらには文科省、厚労省に加えまして、警察庁、国土交通省にもオブザーバーとして加わっただけで、今、議論を進めているところでございます。

次のページです。9月には有識者からヒアリングを行ったり、先進自治体からヒアリングを行ったりといった取組を進めながら、10月にはそれを踏まえて緊急対策の取りまとめを行うということで今、動いているところでございます。

今回、非常に痛ましい事件が起きてしましまして、厚労省としても残念に思っております。二度とこういう事件が起きないように、しっかりと取組を進めていきたい、このように思っているということでございます。

少し長くなりましたが、事務局からの説明は以上になります。

○前田部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局から説明について、委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、お願い申し上げます。なお、委員提出資料につきましては、個別に時間を設けませんので、この質疑の時間の中で適宜挙手の上、その資料をお使いになって御説明いただきたいと存じます。それでは、委員の皆様から質疑をさせていただきたいと思っております。どうぞお手をお挙げください。

山野委員、どうぞお願いします。

○山野委員 ありがとうございます。今日、冒頭遅れてしまったのですが、資料を出させていただいたので、今、御指摘くださった意見は、この資料を使ってもここでいうことだったので、すみません、順序とかがぐちゃぐちゃかもしれませんが、どうぞお許してください。

初めのパワーポイント、資料何番になるのか、その説明のときに私がちょうどいなかったのですが、資料何番になりますか。ごめんなさい。

○尾崎総務課長 2-1です。

○山野委員 はい。2-1の7ページ目で意見を出させていただきました。この児童部会に私も入らせていただいている、スクールソーシャルワークの研究をしていたり、もちろん子ども家庭福祉の中の学校分野ということで、児童虐待の問題で博士論文も書いていますし、子どもを対象とするというところでは別々のものではないのですが、もちろん施策とか動きが違うというのは当たり前なので、ここで言いたいのは資格のところなのです。ソーシャルワーカーという資格で考えたときに、子ども家庭ソーシャルワークの中でスクールソーシャルワークでの活用ということが想定されていないのではないのでしょうかという質問です。

私とすれば、子どもが一番長く過ごすのが学校で、例えば親が分かっていないことでも学校の先生が把握していたり、一番長い時間接しているのが、乳幼児だったら保育園・幼

稚園になりますけれども、学齢児になると学校ということになります。なので、ここでスクールソーシャルワーカーは連携相手ではなくて、子ども家庭福祉を担う人材としては、仕事の種類は違いますけれども、対象が同じで、人材としては子ども家庭福祉を担う人材ではないかということを書いています。

その下に円グラフとかもつけていますが、今までにもたしか発表の時間を頂いたと思うのですけれども、コロナの影響調査を厚労省から依頼を受けて行った厚労科研特別研究で、一番下の左側のクロス集計のグラフの全体というところで、9割、青色以外の赤と緑と紫はストレスを抱えている子どもたちなのですね。ストレスレベルは違うのですけれども、2020年11月の状態です。ほとんどの子どもたちが何らかのストレスを抱えているという状況でした。これは全国の調査です。

右側に行って、3分の1の子どもたちは学校へ行きづらいと2020年11月の時点で感じていた。これが、文科省の統計でもお分かりになるように、既に不登校になっていっています。

そういう意味で、こういった実態の中で、子どもを対象に、幼稚園、乳幼児期から就学までも含めて切れ目のない支援として描かれているので、学校も含めた全体像の中の資格というのが大事じゃないかということを書かせていただきました。

新資格というのは厚労省でつくる資格だと思うのですけれども、中身が厚労省の施策に引っ張られているのではないかと。文科省とか内閣府とかで活躍されているソーシャルワーカーがいるということなのですね。今までも縦割りで、ここでも発言させてもらったり、文科省の委員でも発言させてもらったのですけれども、人材の内容は厚労省ですけども、雇用は学校なので文科省になるということで、なかなかうまく橋渡しができていなかったように私は思っていて、子ども家庭庁になるので、ぜひここはこぼさずに、スクールソーシャルワーカーの活用ということも視野に入れた研修も、その下ですが、資格のための研修内容もスクールソーシャルワークも視野に入れた研修内容になっているのか。

スクールソーシャルワーカーは、一番早くソーシャルワーカーという名前をつけてくださり、かつ社会福祉士と精神保健福祉士の有資格者が基本ということを2017年には明示してくださっています。なので、そういったカリキュラムとの照合とか現任研修の養成のところも、スクールソーシャルワークの現在行っている養成とのすり合わせとか、項目を入れていただくということが重要ではないかという意見でした。

最後の三角図は、黄色い字は視野から外していただいて結構なのですけれども、見ていただいて、児童相談所が対応しているのは1%から2%ぐらい。全校児童全ての子どもから考えたときは、これぐらいのパーセントになります。市町村の児童相談が対応しているところでも、全児童からいくと10%ぐらいになるのです。

なので、全ての子どもから発見したり、アウトリーチしたり、昨日もJSTの中で話題になっていたのですが、思考停止になる。非常に厳しい家庭、難しいおうちというは、支援につながらなくて、思考停止になって、アウトリーチしていかない限り動いていかないとい



うことになるのですが、その対象の全てが見えているのが学校だったり、全数把握している保健所になるということで、その辺りのソーシャルワークの機能とか人材育成というのは絶対に入れていただきたいという意見です。

すみません、質問も書きましたけれども、よろしくお願いします。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから個別にお答えしていただけるのでしょうか。それとも、先に委員の方々から御意見をいろいろ出していただいたほうがよろしいでしょうか。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長の羽野と申します。今、山野委員から御質問いただいた件を御回答させていただきます。御意見ありがとうございます。

子ども家庭福祉の認定資格につきましては、7月から検討会、ワーキンググループを開催いたしまして、研修などの内容の詳細につきまして検討を開始しているところでございます。現在、認定資格の取得者に求める専門性について大卒の議論をしている状況でございます。その中では、貧困施策、教育の施策、そういう関連分野のサービスを提供する支援者の方々、関係機関などとの効果的な協働を図っていくということは、当然重要だという御意見をいただいております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、子どもを対象としたソーシャルワークを行っていただいている専門家として、もう先生には、御案内のとおりですけれども、基本的には社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っていらっしゃる方々という意味で、非常に重要な人材だと思っております。このため、新たな認定資格につきましては、資格の研修内容について検討する際に、貧困施策、教育分野との連携の重要性についても十分に踏まえていく必要があるということと存じます。

加えて、スクールソーシャルワーカーの皆さんに、今回、新たに検討していく認定資格についても、多くの方に資格を取得いただけるように、どのような方策を取っていったら良いか、文科省とも連携しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○山野委員 ありがとうございます。連携ではなくて、同じ子ども家庭ソーシャルワークだという認識でもう一度見直していただきたいという、その辺り、今、回答はいいですけれども、この書いている意味をもう一度のみ込んでいただけたらなと思います。

○前田部会長 山野委員、よろしいでしょうか。

○山野委員 ありがとうございます。ぜひこれを読み込んでいただきたいと思っております。すみません、よろしくお願いします。

○前田部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方から御意見ございましたら、せっかくの機会ですので、どうぞ。

まず、周委員がお手を先に挙げられましたので、周委員、北川委員、宮島委員でお願いします。

○周委員 日本女子大学の周です。先ほどの説明、どうもありがとうございました。

私のコメントは、児童福祉法改正に関連する部分になります。

1点目は、こども家庭センターの新設というところですが、頂いた資料では、今、既にある子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直しして、既に存在する箱物を整理してこども家庭センターをつくるというイメージだと思うのですね。従来の施設が既に全国各地にありますし、箱物もあるので、こども家庭センターをつくることで、こういった資源をより効率的に整合して、必要な方々に総合的な支援、サポートを行うという点では、私はすごく期待しているのですね。

理念としてはすごく賛同なのですが、実際、これをうまく運用していくには、いろいろ工夫が必要だと思います。箱物をつくっただけで支援が終わったというわけではないのですね。ちゃんとした魅力のある支援の内容、メニューをつくって、利用しやすいように、必要とされる方に届けるといふところまでいかなければいけないので、その運用がうまくいくかいかないかは、成否を決める重要なポイントだと思うのですね。

私は、運用に当たってポイントとなるのは、周知、立地、支援ツールの工夫とキーパーソンの育成ではないかなと思うのです。既にいろいろな支援制度はあるのですが、もちろん一番大事なのは、こういうものをつくりましたよというのを、令和6年から実施されるとすれば、もっと早くから準備して、周知活動を行うべきだと思うのですね。

それから、立地なのですが、多くの方々に利用してもらうためには、アクセスのいいところとか、一定の利用者にとって便利性の高いところに、既に存在する資源を統合することはとても大事だなと思います。

もう一つは、支援のツール。もちろん対面としなければいけない支援は多いと思うのですが、今、こうやってテレビ会議もできるようになったので、もっと支援ツールを多様化して、例えばオンラインでも相談を受けたり、支援を受けられるような、いろいろ工夫したりするということは求められる。

それから、私はシングルマザーの研究をずっとしてきたのですけれども、シングルマザーも支援対象とする施設、いろいろとつくられていたのですね。一番代表的なのは、寡婦福祉法に基づく母子家庭などの就業自立支援センターみたいなものもつくられているのですね。そういった施設でヒアリングすると、施設がうまくいくかいかないかというのは、キーパーソンがとても大事だと。

つまり、熱意があって、支援のスキルもある方がそのセンターにいるかどうか、その支援のクオリティーに大きく影響するということなので、こういったこども家庭センターをつくるに当たっては、細部にわたって、どうすれば役に立つものにしていけるのかということ綿密に計画して行えればいかなと思うのです。過剰にある箱物は、もっと効率よく整理するということも望ましいのではないかなと思います。

それから、新しくつくられるものに当たっては、創意工夫を各自治体が行われると思うのですね。その中では、うまくいくところと、そんなにうまくいかないところが絶対出てくるといふので、データ収集も大事。どういう取組をすれば、そういったセンターの

利用者が伸びて、高い満足度が得られるかとか、そういった評価指標を考えてデータ収集をして、こういう取組をしたら満足度が上がりますよとか、いい支援につなげていけるというノウハウを蓄積して、うまくいかなかったところに情報をフィードバックして、全体のクオリティを上げていくということは必要ではないかなと思います。これが1点目です。

もう一点、私がすごく注目したのは、社会養護施設の入所児童の年齢制限を撤廃するといった点です。これは必要な制度改正だと思います。一律の年齢で措置解除ということは、一部の児童にとってはとても厳しいことであって、22歳で施設を出た後にも仕事が安定しなかったり、生活困窮になったり、そういった事案がよく報告されていますので、ケース・バイ・ケースで、必要な場合は22歳を過ぎた後も施設を利用していいというのが、法律改正としては望ましいと思うのですね。

ただ、そこで1つ落とし穴もあるかなと思うのです。あくまでも児童養護施設とかは児童が主な対象であるものであって、年齢を撤廃することによって、いつまでたっても、この施設の中にとどまるという可能性は出てくるのですね。極端な話、例えば高齢期になっても、要介護状態になっても、ずっとこの施設に居続けた場合は、施設の職員が本当に対応できるかどうかという疑問を私も感じるのですね。だから、年齢制限を撤廃しながらも、基本的に自立に向けての過渡期として延長期間を設けるというスタンスが必要かなと思うのです。

そのためには、移行期間中の仕事安定化や生活のスキルを培うような援助とか、それから生活は安定していないですけれども、収入がある場合は在所期間中に一定の家賃を求めるとか、あるいは収入がない場合は施設の仕事を手伝うとか、そういった意味で自立を促していくということも必要ではないかなと思います。

以上2点になります。ありがとうございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、今の周委員の御意見に何かありますでしょうか。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長でございます。

1点目のこども家庭センターのことについて御意見いただきました。ありがとうございます。その点、御説明させていただきます。先生のおっしゃるとおりでして、どのようにこのこども家庭センターを機能的に有効なものにしていくかというのは、現場の皆さんの実例も見ながら、どういった工夫が必要なのか、よくよく見ていきたいと思っています。

こども家庭センターは、今、お話しいただきましたように、児童福祉のこども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能をできる限り一体的に運用できるようにということでございますが、実際に箱物を統合することだけを求めているのではなくて、機能的に連携していくということが重要だと思っています。実質的にそのような連携が図られるように、どうしたらいいのか。また、お話しいただいたように、どのような形で国民の皆様周知していったらいいのか。それから、アプローチの仕方ですね。SNSの活

用も含めて、どういった、良い工夫をしたら国民の皆さんにきちんと届いていくのか、実効性のある取組をしていく必要があると思っています。

そういった意味で、今年度、現場の皆さんと一緒に調査研究事業をしているところでございます。実態として、どういったものがうまく進んでいるのか、それを見ながら、よりよい取組になるように、評価指標の検討も含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

後半の点は、家庭福祉課長から。

○前田部会長 お願いします。

○河村家庭福祉課長 私のほうから、後半の年齢制限の撤廃の関係について少しだけ御説明させていただきます。

基本的に周委員がおっしゃったとおりでございまして、社会的養育の児童養護施設をはじめとする施設さんたちが、切迫した状況にあるお子さん方のしっかりした受け皿であり続けるためには、ずっとそこに居続けることを前提することは無理があるものでございまして、あくまで自立に向けた過渡期の受け皿として、お子さんごとの状況に応じて支援していくということだと思います。

ですので、こちらについても、どのような対象像の方が延長の中心的な対象になってきている、その場合、次の支援のつなぎ先として、どういうものを想定して、どういう卒業の支援をしていくのかということについては、今、調査研究事業を始めたところでございますので、しっかりと現場の声も聞きながら、御指摘も踏まえて詰めるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、北川委員、お願いできますでしょうか。

○北川委員 御説明ありがとうございます。

私からは2点、質問と意見、お願いします。

資料2の4のインクルーシブ保育についてというところですが、インクルーシブに関しては、基本、私は賛成の立場であります。これを進めるに当たって、どのような方向で考えられているのかということをお聞きしたいということです。

まず、今の保育の中では、障害児保育の障害児加算というもので人をなかなか雇えないとか、それから加算の審査が厳しいと聞きます。児童発達のほうは、割合気づきの段階から支援ができるというメリットもありますが、これまでの障害児保育の在り方とどう関連づけていくのかというのを教えていただきたいのと。

保育は月初めの人数で給付費が決まると思うのですけれども、児童発達は子どもが利用した日であるとか、いろいろな違いがあると思うのです。この話を聞いたときには、現在、保育園で児童発達をやっているところを何件か聞いたら、場所は別、人員は兼務できないとか、プログラムをきちんと明確化するとなっているようですけれども、今後、規制緩和をしていくときには、現行の児童発達とのすり合わせというか、そういうものがもう

少し必要になってくるのかなと思います。

それから、若干、児童発達側の意見としては、保育園側に児童発達を入れるということで、すごく規制緩和をやりやすいのですけれども、児童発達側に一般の子ども施策を入れるというのは非常に厳しいので、この辺も将来的には考えてほしいという意見もありました。

それから、2つ目の質問なのですけれども、資料5の資格のところですが、2ページ目、前にもお聞きしたのですけれども、ここで認定こども園、保育所等と書いているので、障害児の施設、児童発達支援とか児童発達支援センターの経験というのは含まれるかどうか、お聞きしたら、含まれないということだったので、その辺の事情というか、この制度の意味とかも深く理解していないので、私たちとしては、障害児支援をやっている人はずっと障害児のところにおいてほしいという希望はあるのですけれども、保育士さんたちにしたら、もしこういう状況で幼稚園の資格を取れるのであればキャリアとしてはいいのかなと思うので、その辺の制度設計が、なぜ障害児関係の経験は入らなかったのかということをお教えしてほしいなと思います。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

ただいま北川委員から2点ほど御質問ございましたので、事務局のほうから御回答、お願い申し上げます。

○本後保育課長 保育課長でございます。ありがとうございます。

最初のインクルーシブ保育の関係であります。全てに完全に対応できるかどうか分かりませんが、今回の措置につきましては、あくまで保育所と児童発達支援事業所が、それぞれ認可あるいは指定を取得して、それぞれの事業所として成り立ち得るという条件の下で、同一の施設で行っている場合に保育士が兼務すること。それから、施設の設備を共有すること。これが今までできなかったもので、それを認めていくという発想になります。

したがって、保育所の中でそのままで障害児のお子さんの対応をする。これはこれで、今も障害児の対応に関する補助ということで対応してきていますけれども、それにさらに加えまして、併設した形で少し内容が大きな、立てつけを大きくした形の中で兼務、共用していくということを進めています。

御質問の中に、公定価格と障害の報酬の関係についてお尋ねがあったと思います。この辺りは、規制については省令をお出ししますし、その後、運用とか施行に向けて公定価格と報酬の関係は整備していきたいと思っております。

それから、2点目の資格の関係のお尋ねがありました。これは、保育士資格あるいは幼稚園教諭の資格を持っている方が、逆に幼稚園、保育士の資格を取得するに当たっての特例というところで、認定こども園、保育所等での保育士としての勤務経験3年かつ4320時間というお話だと思いますけれども、これはお互い保育士資格を持っている方が幼稚園の教諭を持つ。逆に、幼稚園の教諭の免許を持っている方が保育士の資格を持つという特例

を認めるという、主として保育士と幼稚園教諭の資格をどうするかという過程の中で、それぞれの資格を持った方が配置基準の中でしっかりと規定されていて勤務している施設として、こういったものが認められるか、両省で検討する中で整理させていただいたものです。

委員おっしゃるとおり、今の仕組みにおいては、児童発達支援センター等での勤務経験というのは対象に含まれていないという整理をさせていただいております。

以上でございます。

○前田部会長 北川委員、どうぞ。

○北川委員 最初のほうなのですけれども、児童発達のほうにもかなり影響すると思いますので、今後、こども家庭庁ができて横断的な在り方が求められると思います。また、今、通所の児童発達の在り方の検討会もしている最中ですので、ぜひ障害のほうとも連携を取りながら進めていっていただければと思います。よろしくお願いします。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、宮島委員、お願い申し上げます。

○宮島委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

3点。3つ目は2つに及びますので、4点、意見や質問やお願いをさせていただきたいと思います。私ごとですけれども、3月をもって常勤の教員を下りまして、今、週4日、市役所の子ども家庭支援員を務めています。週1日は児童相談所やほかの児童養護施設とか、そういったところに複数、事例検討会等で毎週出かけているような形を取っているのですが、そういう中で感じたことを申し上げたいと思います。

1つ目は、非常に広いことなのですけれども、こども家庭庁ができる。最初はどうかと思っていたのですが、今はぜひこの機会を用いて、子どもたちの幸せ、子育てをする方々の幸せを、全ての領域の社会の在り方や社会サービスの在り方にそこを大事にしてもらう。そういうふうに広げるものとしてやっていく必要があるなど期待するところです。

その上で、今、子ども家庭支援員をやっていて感じるのですけれども、子ども家庭支援といっても、子ども支援は本当に大事だけれども、生活支援だなど。それで、若者の自立支援も妊産婦支援も女性支援も保護者支援も外国人の方の支援も、この領域は本当に幅広いなということを感じております。暮らしを守るということは、住まいの確保が重要ですし、経済的な安定が必要ですし、働くことを応援しなければならないし、医療や障害との関係も深いし、地域の人々の力も借りながら、地域福祉をこの子ども家庭福祉でも本当に広げなければいけないなと思ってますし、感じています。

市役所というのは非常に可能性があるところで、同じ庁舎で近いので人事の交流があるので、そういった方に相談もできますし、当事者の方がお見えになれば一緒にお連れすることもできるし、一緒に家庭訪問もできる。非常に強みのある組織だなと感じておりますが、こども家庭庁ができたときに、あらゆる領域の社会サービスや福祉と関係が深くなって、どの領域でも子ども福祉、暮らしが大事にされればいいのですけれども、これが離れ

てしまうことになったら大変だなということをととても感じています。

この社会保障審議会の児童部会も、今度はこども家庭庁のほうで独立するということになるわけですが、このことが、繰り返して申し訳ありません。あらゆる領域に子どもの視点、福祉が広がるならばいいのだけれども、ほかの福祉と離れてしまったり、一体的な様々な政策に逆にマイナスになることがないようにしなければいけない。先ほどの説明の中でも、女性の支援は厚労省に残る。そのほかの暮らしの支援は厚労省に残って、厚労省のほかの部局との距離ができてしまったら大変なことになるのだなと。

この辺りのことをぜひとも国民の皆さんにも御理解いただきたいし、政府全体で御理解いただきたい。ぜひともこれを声にしていく必要があるなと思います。何か留意されていることやお考えのことがあればお聞きしたいと思いますし、現時点での具体的な御回答が難しいということであれば、お願いということで申し上げたいと思います。これが1点目です。

2点目は、児童福祉法の改正のことについてですが、この改正はとても重要だなと改めて思っています。地域で包括的な支援を展開するということが趣旨に述べられている。まさにそれを実現しなければいけない。高齢者福祉における介護保険の導入、障害者福祉における自立支援法、総合支援法の施行と同じように、子ども家庭福祉が大きく伸びて充実すること、体制整備がなされることをしなければいけないと感じています。こども家庭センターの設置、母子保健との連携、サポートプランの策定、たくさんの具体的なサービスの創設や法定化、本当に期待しております。

これを進めるために、厚労省のほうで実に丁寧な説明会を開いてくださっている。配付資料にもありましたけれども、8月の終わりには数日にわたって、全国を幾つかのブロックに分けて、市区町村の方は1つの自治体で何人も出席可能な形にして説明会を開いてくださっています。私の所属でも、今、10万人の市ですけれども、五、六人の方が参加させていただきました。

たくさんの意見とか質問があったようですので、ぜひとも事項要求とか予算の要求の大事な時期なので、具体的なことが知りたいと望んでいます。業務でお忙しいと思うのですが、いろいろなブロックで出た御意見とか御質問があると思いますので、そういうものの中でまとめられた記録等がもし間に合うのであれば、早めに作成していただいて公開していただけたらありがたいと思いますので、そういう質問、問いかけこそが具体的な支援に結びつくと思いますので、お願いしたいと思います。とても期待していますし、丁寧な進め方をいただいていることを感謝しています。

最後ですけれども、一時保護に関して2つ、お願いや問いかけをさせていただきます。一時保護というのは、子どもを守るための本当に大事な武器だな。子どもたちのために積極的な運用が大事だなと思いますが、一方で非常に影響も大きいので、今回、司法審査も入るということですが、子どもたちの意向を大事にする、当事者の意向を大事にするということは不可欠だと思うのですが、今、いろいろな複数県の児童相談所に入入りしていま

すと、警察からの身柄付通告で年長児がかなり保護されているのですね。

小さい子、幼児さんの夜間保護などは本当に命に関わりますから、間違いなく身柄通告だと思うのですが、中高生の年齢の子どもが余りに積極的な保護になってしまって、子どもの納得が十分でなくて、とにかく行こうよという形で説得されて行った。でも、十分な説明がなかった。自分はすぐ帰れると思っていたということで、かなり混乱が生じているように思います。

この辺り、夜間の受入れというのは、一時保護されている全体の子どもたちにも影響を与えますし、かえってその対応のために事故が起こってはいけません。また、連れて帰られた子どもを長く待たせるようなことがあってはいけません。そういうことも考えますと、警察の対応の時点でも、子どもの意向とか保護者に連絡をちゃんと取れるなら取っていただくということが必要だと思いますので、その辺りでかなり混乱して御苦労して、それが子どもの幸せに影響を与えているということを御報告させていただきたいと思いますし、その辺りで対応できることがあったらお願いしたいと思います。

最後ですが、一時保護所を含めて、安全ということの捉え方ですね。安全とは何かというのは深く捉えないといけないと思うのですが、子どもの安全を守るために一時保護する。でも、その子どもたちが今日初めて来た子どもたちだ。そして、子どもと子どもの間のトラブルも生ずるということで、監視カメラといいますか、テレビモニターを設置する例が認められます。

幼児さんの健康保持等のために、ちゃんと配慮するためにモニターが必要な部分があるとか、あるいは外から侵入者がないようにとか、無断外出がないように、そういう部分にモニターを設置するというならば理解できるのですけれども、子どもたちの居室とかくつろぐためのスペースにまで、安全の名の下にモニターを設置するというのは、子どもの権利にとっていかななものかなど。くつろげないような状況やびりびりした状況になってしまうのではないかなというふうにも考えます。安全ということは大事ですけれども、その捉え方の誤りが生じないように、かえって子どもたちの権利が奪われないような運用が徹底されるように、ぜひとも御検討や御配慮をいただきたいと思います。

長くなりましたけれども、以上、よろしくお願ひいたします。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから何か御回答。

○尾崎総務課長 最初に私のほうから。

こども家庭庁ができることによって、子どもの施策を1つ強力に進めていくという部分はいいいという一方で、これまで厚生労働省なり、ほかの役所との連携の中で一緒にやってきた部分が切り離されてしまうのではないかと、それによってよくないことが起きるのではないかと御懸念だと思います。我々もそういう問題意識は持っておりまして、福祉については、子どもだけじゃなく、1つの家庭の中に、障害の問題だったり、貧困の問題だったり、ヤングケアラーの問題であれば、例えば高齢者の問題だったり、様々な問題が



複合的にあるということはよく見ておりますし、そういったものに包括的に対応していこうということで、これまでも施策を進めてきたところでございます。

こども家庭庁に我々、移ることになりますが、そういった関連の施策とのつながりとか整合性とか同じ方向を向いてやっていくといったことは常に心に置きながら、しっかりとこれまで以上に連携していかなければいけないと思っています。

福祉だけじゃなくて、母子保健の分野等もでございます。医療の分野も含めて、新しい役所ができて、施策が後退するようなことがあってはならないと思いますので、そういった心持ちでしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○河村家庭福祉課長 2点目の市町村に関する御説明の関係は、現場に身を置かれていらっしゃる宮島委員のほうから、そのように褒めていただけたというのは、七、八ブロックに分けてやったので、正直、課員の残業時間の増加の方向にちょっと働いたかなという意識もあったのですが、課のメンバーがすごく元気が出るお褒めの言葉をいただいたと思いますので、ぜひ伝えさせていただきたいと思います。

また、Q&Aについては、まさに今、各所で出たものを束ねたり、サイトを分かりやすくする作業の最中でございますので、この後、なるべく速やかに出していくようにしたいと思います。ありがとうございます。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長でございます。

3点目の、一時保護の関係については、主に2点に分けて御質問、御意見いただきました。ありがとうございます。

1点目は、警察からの身柄付通告の関係でございます。おっしゃるとおり、警察からの身柄付通告が非常に多いというのが現状でございますし、中高生の方々の分も一定程度あると思います。そのような中で、今回の制度改正でもございましたけれども、この一時保護に限らず、子どもの意見をきちんと聞きながら、措置等をしていくというのが重要だというのが1つございます。ですので、今回の制度改正の中で令和6年の施行に向けて、措置など必要な場面において、児相長等が子どもの意見をきちんと聞きながら進めていくというのが1点。

もう一点は、今、調査研究をやろうと思っておりますけれども、警察からの通告というのは、今日、御報告させていただきましたように、児童相談所における児童虐待相談対応件数が約20万件ある中の半分程度は警察からの経路でございますので、非常に大きなボリュームを占めております。そういった中で、実際にどのようなケースが警察からの通告で来ているのかというのは、まだまだ詳細に分析し切れていないところがございますので、今年度、調査研究をいたしまして、実際にどのようなものが警察から来ているのかということを、まずは分析してみたいと思います。分析した上で、警察とどのような連携をしていくのが効果的なのか。その中で、お子さんの御意見をどのように受け止めていくのがいいのか、検討していきたいと思っていますので、まずはその調査研究をしていきたいと思っています。

2点目でございますが、安全に関する御意見いただきました。ありがとうございます。まさしくおっしゃるとおりだと思っています。一時保護所のことについて、まず申し上げると、今回の制度改正の中でも設備運営基準を一時保護所についても設けるということを予定しております。その中で、安全に関することについても定めていくことになると思いますけれども、先生がおっしゃったように、安全ということとは別に、お子さんのプライバシーのこととかも当然あるわけですから、そのことも踏まえながら検討していくことになると思います。

設備運営基準は、基本的には省令・通知レベルで定めていくところがあると思いますが、どのレベルで定めていくかは、これから検討する必要がありますけれども、今日いただいた御意見を踏まえながら検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○前田部会長 ありがとうございます。宮島委員、よろしいでしょうか。

○宮島委員 ありがとうございます。

○前田部会長 それでは、手を早く挙げていただいた方の順に、私のほうから御発言をお願いしたいと思います。久保野委員、松田委員、小川委員、草間委員の順でお手を挙げていただきましたので、まず、久保野委員からお願い申し上げます。

○久保野委員 ありがとうございます。東北大学法学部から教員として参加しております久保野です。主に、今、申しましたとおり、法学というアプローチから子どもや家庭の問題について研究していますので、それに関連して、大きく言うと2点、コメントをさせていただきます。

1点目は、宮島委員に続いて、2-1の7ページの一時保護についてです。これにつきまして、一時保護の検討の会議にも参加させていただいておりましたけれども、その時点で、理念は皆さん、一致するものの、現実に裁判所の関与を入れることが、子どものための迅速かつ必要な一時保護をすることの妨げにならないかということについて、かなり懸念を表明されていたと理解しております。そのことも踏まえて、現在、附帯決議にもありました作業チームで、恐らく御検討いただいていると認識しておりますけれども、その作業チームでの議論を既に行っていたかとも思いますけれども、広く共有し、迅速に都度都度共有しながら議論を進めていってほしいというのが1つです。

特に、既に議論に弁護士さんたちが入っていらっしゃると思いますが、子どもについて積極的に働いている弁護士さんや全国各地の委員会の先生方が、意見は違えど、それを交わしながら、様々な議論をなさっていることを私も伺いますので、今はまだ裁判所というのがどこかというのも、家庭裁判所なのか、そうじゃないのかといったことも、ここに表れる資料では表れていないレベルだと思いますので、その点、円滑な運用に向けて積極的な対応をお願いしたいというのが一時保護の中の1点目です。

すみません、一時保護についてはもう少しありまして、もう一つが、ここにありまして、親権者等が同意しているときには裁判所の関与はないとなっていて、この点は宮島先生が御指摘になった、子どもの意思を尊重して、子どもの意思をよく聞いてということ

との関係では、緊張関係にあるのだらうと理解しております。ただ、この点、私自身は検討会で、今はこのような場合に限ったほうがいいという明確な意見を申し上げたというのがあります。それはなぜかといいますと、2点目とも関係するのですが、現在の日本の法律の仕組みでは、子どもは親が守るという立てつけになってしまっていますので、中高生の子の意思を尊重して、じゃ、一時保護をやめましょうねとなったときに、誰がどのように、その子をしっかりサポートしていくのかという課題があるのだと思います。

その際、親権者等がむしろ一時保護してくれなどと、例えば希望していたら、どうやって調整するか、どこが実効的に動くことができるのかといった課題があると認識しています。この点、厚労省の担当者の方もそこが非常に課題だと当時もおっしゃってまして、今後に向けて、今、言ったような課題がありつつも、子どもの意思を尊重しながら、親とある程度総体化しつつ、うまく動かしていけるという方向を中期的には目指していただきたいというのが、一時保護に関しての2点目です。

今の点と少し関連しまして、警察につきましては、これも御案内のことかとは存じますがけれども、福岡とか岐阜で警察との連携が進んでおり、かつてあったかもしれないような相互の言葉の通じにくさ等を克服する、実際の例が徐々に増えていると伺っていますので、それらについて、子ども行政の観点からもより積極的に進めていただけたらなと希望します。

すみません、2点目は抽象的なコメントになりますけれども、これも宮島先生が、こども家庭庁の設置等によって子ども中心の視点になることで、あらゆる領域に施策が一体的に広がって、一体的になっていくほうにむしろ働いてほしいといったことに重なる点がございます。私の専門の観点からしますと、昔は恐らく切り離されていたけれども、最近、つながりつつある分野・領域において、もっと一体化する契機となることを期待していますということでした、具体的には、法律とか裁判所・司法といった分野と、子ども福祉行政や保育行政といったものが、より一体化していく1つのステップになればと非常に期待しています。

例を少しだけ言いますと、例えば法務省の下で別居や離婚時における親権の問題が議論されていて、厚労省の担当者の方も御出席くださっているということがありますし、また、先ほどチャレイド・デス・レビューで出たような問題との関係では、内密出産制度を設けるかどうかといったことが、今後、法律の側の問題になっていくと思いますけれども、これら民法などの法律で家族をどう定めるかとか、裁判所でどう判断するかという形で問題になりがちな問題は、現実には、その裏といいますか、法律の問題として今は捉えられていないけれども、実態としては、その中で子どもが困難な状態に置かれているというものがたくさんあるのだと思います。

ですので、言いたいことは、法律や司法の問題の領域はそちらがということではなく、そこで現実に生じている家族等の問題について、児童福祉や保育行政がより積極的に関わっていくという動きをどんどん進めてほしいと思います。これは日本の発想だと、例えば

両親が離婚で困っている家庭に保育園が何かといった発想は、突飛に感じるかと思うのですが、すけれども、外国の例などを見ますと、家族が困難であれば、子どもに困難が生じるのは当然といった形で、その辺りはつながっていて、むしろ行政のほうなどが動くことによって、法律が変わっていくという動きがあると思っています。

すみません、ちょっと長くなりましたが、そのように福祉と法律や司法の世界というのがつながっていく流れは、成年後見などの分野でも、今、力強く進み始めているところだと思いますので、ぜひ子どもの側から見ることによって、親の側から見たことによって分断が生じがちだった、今のような分野がつながっていく方向に、行政側としても積極的に動いていただければと思います。

すみません、以上になります。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから何か御回答ございますでしょうか。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長でございます。御意見、御質問ありがとうございます。

まず、一時保護の関係と警察との連携について、私のほうから回答させていただきます。先生から御指摘いただきましたように、一時保護の司法審査につきましては、令和7年の施行ではございますけれども、非常に大きな制度変更になりますので、今のうちから実務面も含めて詰めた議論を開始しなければならないということで、既に実務者の作業チームで議論を開始させていただいているところでございます。

非常に多くの方々からも御関心いただいているということは承知しておりまして、この実務者の作業チームにつきましては、場合によっては個別の事例なども扱うことがございますので、会議自体は非公開とさせていただいておりますけれども、議論の内容については、皆様にもぜひ御関心を持っていただきたいと思っております。会議資料については、差し支えない範囲で事後速やかに公表するとともに、議事概要をできる限りホームページにアップするという形で検討状況を随時お示ししていきたいと思っております。ぜひ様々なの方々からも御意見いただきながら、実務面でも詰めていく作業をしていきたいと思っております。

また、子どもの意見の尊重のところについても先生から御意見いただきました。おっしゃるとおり、子どもの意見を聞きながらやっていかなければいけないというのは、今回の制度改正もそうですし、ずっと大事にしなければいけない視点であるということと存じます。一方で、先生がおっしゃるように、現行の民法の立てつけとしてどうなっているかということ踏まえながら、制度設計を進めなければならないというところはございます。

そういったことがございますので、今回の司法審査につきましても、これはあくまで司法審査にかける要件としてどうするかという範囲ではございますけれども、親権者の同意がない場合については司法審査をかけなければならない。逆に言うと、同意がある場合はかけなくていいという制度設計にしているところでございます。

ただ、それはそれとしてありつつも、一時保護の処遇や個別の措置をするに当たっては、当然、親の意見、子どもの意見、両方一致しないことはよくあるわけですが、その両方の意見を聞きながら必要な措置をしていく。子どもの最善の利益を図るためには、親御さん、お子さんの意見と違う形であっても、場合によっては児童相談所の判断で必要な措置をしていくということも念頭に置きながらやっていくというのは、基本的にこれまでもこれからも変わらないところでございますので、その点は重々認識しながら進めていきたいと思っています。

あとは、警察との連携についても御意見ありがとうございました。福岡、岐阜の事例もそうですし、そのほかにも様々なところで、児童相談所と警察との連携をされている事例、多くございます。様々な事例、我々のほうでも集めまして横展開していきたいと思っていますし、国レベルでも警察庁と連携しながら好事例の横展開、それから制度設計上の工夫もしていきたいと思っていますので、引き続き頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、松田委員、お願い申し上げます。

○松田委員 ありがとうございます。世田谷区で、まちで自転車をこいで活動している子育て支援のNPOです。

今日、資料の提出とはしなかったのですが、頂いた資料にちょっと書き込みをしたものを共有させていただくことは可能でしょうか。

○尾崎総務課長 事務局でございます。オープンな資料でございますので、活用していただければと思います。

○松田委員 ちょっと図を見ていただけたらと思って。私の活動が余りにも地域の地べた過ぎて、整理は聞いてくださった皆様がしていただけたらと思って、少しお話をさせていただけたらと思います。

自治体での活動というか、地域の中の活動としては、地域で本当に差があります。今日、資料2-1の2ページのところにこども家庭センターの図があります。私たち、これにすごく期待しています。実は世田谷区では、もう既に東京都で子家センと言われているものと、それから保健師さんたちのチームが、なるべく身体的にも近く、隣り合っている窓口にいるように建て替えまでしてつくっていらっしゃるところが多いと思うのですけれども、とにかく距離を近く、ちょっと席を立てて話し合えるようなところということをすごく目指しているところが多いなと思っています。

世田谷もそれを実践されて、もう何年かたっています。しかも、兼務保健師という形で、保健師さんが兼務されて子家センのほうにもテーブルを置いて、かなり緊密に話をされています。実は世田谷には、利用者支援基本型という、やっとな悲願の法律で新制度でつくっていただいた、相談事業とは言っているのですけれども、エリアのケアマネさんみたいな人たちが地域のほうにおりまして、NPOがひろばとセットで受けているのですけれども、か

なりミチバチ的に動いていて、ここに勝手に図々しく書いたのは、このピンクの横帯のところをやっているのです。

全部がそうではないのですけれども、今度、いわゆる相談機関と言われるような拠点事業であったり、保育園だったり、そういったところから聞こえてきた声を、ちょっとおつなぎするということ。それから、直接の相談も入ってきたのは、その部分は保健師さんに1回聞いてもらおうねと一緒に同行するとか、そういうことがうまい具合にできている制度なのです。

それを、まだまだ成立してから少ないですし、子育て世代包括支援センターの位置づけにしているため、実はコロナ禍で保健師さんのところと情報交換できた。台帳に載っていない子どもたちの御家庭も、保健師さんたちと連携しながら、保健師さんがコロナで動けないときは、随分一緒に活動して私たちが見守ったり、訪問に行ったり、窓口に同行したりということをしました。

なので、下の部分でも動いていて、それを具体的におつなぎする、一緒に行ってみるとか、前もって連絡しておくとか、手続の書類を書くのを手伝う。例えば振り仮名を振ったり、外国にルーツのある方に通訳することをやったり、そんなことをやりながら、相談の中身が、ひろばから、地方促進拠点から見守りながら上手に上がってきて、こういうところにつながりながらも、でも、ユニバーサルな、いつでも来られるところにもつながっている。

いわゆるレッドゾーンに上がっていく図であると、そういう御家庭とか特定妊婦の方とかはいつも赤い頂点のほうにいて、とても専門性の高い支援を受けていらっしゃると思うのですけれども、地域から切り離されてしまうことが多いのですけれども、ここはユニバーサルな支援も素知らぬ顔で利用しておきながら、ちょっと専門性の高い、緊急度の高いものについては、関係機関がしっかりフォールドするという、行ったり来たりだったり、積み重ねるような支援ができてきているような実感があります。

ターゲットな支援と、ユニバーサルな支援を重ねるという感覚が今後できていくとすごくありがたいし、せっかくやっと成立した法にのっとった利用者支援なので、せっかくある事業ですので、基本型をしっかり活用していただきたいのですが、実はこのこども家庭庁の議論の中で、この言葉が、事業名が全く聞こえなくなってしまったので、すごく心配していて、私たちは全国でも仲間と一緒に実践を重ねていきたいと思っています。資料の共有を停止します。ありがとうございます。

実際は、資料2の妊産婦等生活援助事業についての附帯決議のところがあったと思うのですけれども、ここについても、例えばしっかりやりましょうと附帯決議していただきましたけれども、トリアージが自治体によってまちまち過ぎて、ちょっと心配な御家庭、自らアクセスしにくい家庭というところが、自治体で拾ってくださるトリアージがすごく難しい。私たちのほうからは、この人たち、もうちょっと家事援助を入れてほしいとか思っても、なかなかサポートが行かなかったりする。そういったところについて、少し自治

体のサポートをしていただけたらと思っています。

すみません、長くなりました。一時保護されたおうちの子どもたちもちろん大事だし、その間の再統合に向けての家庭のバックアップというのは、急にやるのではなくて、もともと予防的につながっていて、再統合に向けて、家庭のほう、保護者のほうは、地域、まちのほうでサポートするみたいな連携ができたらと期待しています。

長くなりました。ありがとうございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

残り3人の委員の方が御発言を求めておられますので、大変申し訳ないのですが、事務局からの回答を最後にまとめていただくような形で、委員の方々からの御発言、先にさせていただければと思います。

小川委員、よろしくをお願いします。

○小川委員 時間もないので、本当に手短にします。

私は、ずっと保育者養成をしている者です。保育・幼児教育のことを考えています。頂いた資料の中で、資料4になりますけれども、待機児童数調査が出ています。それで、待機児童が少なくなったのは大変いいと思うのですが、いかに日常の保育が大事かということが、改めて今回のこのバスの事件だけでないけれども、考えられると思うのです。ずっとこのところ、厚労省で保育の質のことを考えて検討会をやってきましたし、現場は高い保育の質が求められているのだということは、多分、御存じだと思うのです。海外の様々な例からも学んでいます。

最も考えなければならぬのは、保育所には様々に、下のほうの保育所の多機能化を進めるというところで、太字になって、線も引かれていたり、保育所の空き定員等を活用したという言葉もここに書かれています。今、保育士、0歳なら子どもは何人という形で決まりはあるのですが、0歳児は3人という大変少人数ですけれども、それよりも大きい子どもたちになりますと、この子どもの数というのはどんどん増えています。海外の質の高い保育をやっているところの子どもの人数と比較しますと、日本の保育者たちは本当に多い子どもを保育しています。そこに質という形のことまで求められているわけですが、せっかく子どもの数も減ったのだし、部屋も少しゆったりしたのだから、子どもの数を減らすというところを考えられたらなと思っています。

もう一つは、せっかくこども家庭庁ができるのですけれども、幼稚園がそこに入っていないのですね。現在、幼稚園も保育所も認定こども園も、子どもたちにとっての保育の目標とか保育内容は同じになっています。せっかく同じになっているのに、今回、このこども家庭庁には、まだ幼稚園が入っていないのはとても残念です。ここは、今すぐでなくてもいいので、あと5年を目途として、小学校就学前の子どもに対する質の高い教育及び保育の提供、その他の子ども云々というのが文書でありますので、ぜひこのところは幼稚園も含めた形のこども家庭庁になってほしいなど、これは願いです。

以上です。

○前田部会長 ありがとうございます。

次に、草間委員、お願い申し上げます。

○草間委員 新島短期大学の草間と申します。御説明ありがとうございます。

私のほうから、コメントとして2点です。

1点目は、資料9の財源についてですけれども、安定財源というのはあるのですけれども、恒久財源をどういうふうに確保するか、この点を厚生労働省、関係者に頑張っていただけだと思っています。

2点目が、社会的養護の年齢制限が撤廃される。これは非常に画期的だと、私も大変評価しています。厚生省の方々の御尽力に大変感謝申し上げます。この中で、これは厚生労働省でも既に盛り込み済みだと思いますが、実態調査ですね。モニタリングと実態調査、事例の収集の作成と公表をしていただきたい。というのは、措置が延長されて、実際には市町村で生活していくとなった場合には、当然、障害者福祉サービスを受けるとか、あるいは生活保護の一手手前の困窮者自立支援法等のサービスを受ける可能性が非常に高くなるということで、県から市町村との関わりが非常に強くなる。こういうことで、ここをモニタリングして、事例を集めて、いい事例を社会的養護の世界に供給していただければ大変ありがたいと思っています。

以上2点でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。

相澤委員、お願い申し上げます。

○相澤委員 ありがとうございます。相澤です。

簡単に3点。

今、草間委員が言っておられました社会的養護自立支援拠点事業でございますけれども、22歳以降にも使えるということになりまして、私、死亡事例の検証の委員もやっておりますが、0歳児死亡が非常に多いということで、こういったところの事業を活用した人たちが恐らく妊娠されたときは、母子保健につなげるといった意味で、リプロダクションサイクルとか養育のライフサイクルを見据えたサイクルが回るようなことをきちんと考えながら、調査研究を進めていただくとありがたいというのが1点です。

もう一つはこども家庭センターですが、設置を促進するということがあろうかと思いますが、一方、厚労省の中で地域共生社会の重層的支援体制整備事業も市町村で取り組んでいますので、そういった中で、包括支援・相談支援の中心的な役割を担うような位置づけで、こういったセンターを拡充していただけたら大変ありがたいということが2点です。

あと、これはいろいろな施策を進める上でとても大事で、附帯決議も出されていますけれども、人材の確保が一番大切かなと思いますので、支援ということでございますけれども、そういったところにもぜひ力を入れていただきたいということでございます。

以上3点でございます。よろしく申し上げます。

○前田部会長 ありがとうございます。



4名の委員の方々から御意見、御発言ございましたけれども、事務局のほうから御回答、御発言ございましたら、お願い申し上げます。

○羽野虐待防止対策推進室長 虐待防止対策推進室長でございます。

まず、私のほうから、松田委員、相澤委員から、こども家庭センターの話、それから人材育成の話、いただきました。その点について、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

既に周委員からも御質問いただいて、お答えしていることと重複いたしますけれども、こども家庭センターは、地域に根差して、関係のサービスと切れ目ない支援ができるように、ユニバーサルなところと個別の支援が必要なところと、そこが切れ目なく支援できるように、実態に即して切れ目なく円滑なサービス提供ができるようなところを、松田委員がやっていらっしゃるような取組等も先進事例だと思いますので、そういった先進事例をぜひ我々のほうでも勉強させていただきながら、多くの自治体の皆さんに地域の実情に合った形で取り組んでいただけるような取組を進めていきたいと思っています。

相澤委員からもありましたように、それに当たっては、当然、人材育成が非常に重要でございます。児童福祉の現場もそうですし、様々な分野、様々な人材、皆様から専門性向上が必要だと多く御意見いただいております。今、私どものほうでは、山野委員からもあったような資格の検討もしておりますけれども、それに限らず、人材をどのように確保していくか、質の向上もしていくか。児童福祉司などは新たなプランをつくっていくという話もございますけれども、質と量と、ともに向上させていくような取組をこれから進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○本後保育課長 保育課長でございます。

小川委員からいただきました、保育所における人員配置の件でございます。これは、従来から御案内のとおり、大きな課題として宿題としてある事項でございます。何分、言うまでもないことかもしれませんが、大きな財源が必要になる事項でございます。そういったものと併せて、引き続き検討していかなければいけないと思っております。

それから、こども家庭庁になるに当たりまして、幼稚園との関係ということでございます。これも御案内のとおりと思っておりますけれども、様々な指針、幼稚園、認定こども園、保育園、保育所、一体的につくっていくということで法的な措置もされております。3省では常に連携しながら取り組んでおりまして、今回のバス事故に関しましても、幼稚園も含めて一体で対応しているところです。こういった意識は引き続き持ちながら、一体としていけるように意識しながら進めていきたいと思っております。

○河村家庭福祉課長 草間委員のほうから御指摘いただきました年齢制限撤廃の関係でございますけれども、御指摘いただきましたとおり、22歳を超えて支援が必要になってくるような具体的な方々というのは、その後、自力で就職して自活できる方々ばかりではなくて、障害のグループホームとか就労の事業所とか、困窮の施策等につなげていく必要があ

る方々が多いと思っております。

先生御指摘のとおり、今まで施設と児相のほうで中心に動いて措置延長してきた世界を、22歳以降にやるかどうかというところに、今回、都道府県知事の判断が入ってきて、そこから先、どこのところで、どこの施策につないで卒業していってもらうかということになると、都道府県の本庁から、さらに管内の市町村に支給決定とか、いろいろな相談をしていかないといけないと思います。今、その動線は、正直できておりませんので、どういった形でモデル的に取り組んでいるところがあるかとか、あとはどういったやり方があり得るか、よくよくしっかり検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○尾崎総務課長 最後、総務課長でございます。

草間先生から財源確保について、精いっぱい努力すべきといった激励の言葉をいただきました。来年4月には、こども家庭庁ができます。幾つか、皆様が御心配されていたようなことが起きないように、関連の分野、福祉の分野、医療の分野、さらには司法の分野、こういった分野も巻き込んで、政策がきちんと前に進められるようにしたいと思っております。特に、そのためにはしっかりと安定財源を取った上で事業を拡充していくということも、当然必要になってくると思います。我々厚生労働省、こども家庭庁の準備室、そういった関係者一丸となって、初年度にふさわしい予算にできるように努力したいと思っておりますので、先生方からも応援をいただけるとありがたいなと思っております。

私からは以上になります。

○前田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうから、ほかにございませんでしょうか。大丈夫でありますか。

委員の方々からは何か言い忘れたとか、ございませんでしょうか。大丈夫でありますか。

○尾崎総務課長 局長から一言いただきます。

○藤原局長 今日は、2時間、先生方の意見や事務局とのやり取りを横で聞かせていただいております。子ども家庭局長、藤原でございます。

今日は、報告物が、法改正から、様々な政令・省令の改正ですとか、最近の公表物の状況ですとか、また大きな論点としての来年度からのこども家庭庁に向けてということで、非常に大所高所、多岐にわたる御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

私ども子ども家庭局、来年度からこども家庭庁のほうに移管するということになりますけれども、こども家庭庁に移管されるときに、まずは自治体の皆様や支援の現場を担っておられる皆様方がスムーズに事業を引き続きやっていただけるように、円滑に移管することがマストでございますけれども、それに加えて、こども家庭庁になるときに、より子どもに対する施策がよくなったと言っただけのように、様々な工夫を今から重ねていきたいと思っております。

もちろん、大きな充実・拡充するためには、予算や人材の確保も必須でございますので、そういった中長期的な課題についてももしっかり連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

おります。目の前のたくさんの懸案事項についても、引き続き一つ一つしっかり取り組んでいきたいと思っております。本日の議論をお聞きして、たくさん気づきがありましたので、有識者の皆様方から、ぜひ引き続き様々な御助言、御指導いただければありがたいなど改めて思った次第でございます。

どうぞ引き続きよろしくお願ひ申し上げます。今日は、本当に長い時間、ありがとうございました。

○前田部会長 ありがとうございました。

本日は、これにて閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。